

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回新座市介護保険事業計画等推進委員会
開 催 日 時	令和4年10月17日(月) 午前・ <u>午後</u> 1時00分から 午前・ <u>午後</u> 2時20分まで
開 催 場 所	新座市役所本庁舎5階 全員協議会室
出 席 委 員	橋本正明委員長、山口由美副委員長、牧田和也委員、篠原美穂子委員、畑中典子委員、原愛委員、石野幸利委員、稲垣一久委員、並木重和委員、納谷眞委員、笹川二三子委員 計11名
事 務 局 職 員	いきいき健康部長 平野静香、介護保険課長 今村治美、介護保険課副課長兼事業計画係長 栗山晃代、介護保険課副課長兼介護予防係長 鈴木泉、介護保険課介護予防係主任 阪中宏美、介護保険課管理係長 生田目公美枝、長寿はつらつ課長 加藤宏幸、長寿はつらつ課安心サポート係長 土田祐輔、総合福祉部福祉政策課福祉政策係主査 齊藤啓二 計9名
会 議 内 容	1 開会 2 議題 (1) 令和3年度介護保険事業特別会計の決算状況について (2) 第8期介護保険事業計画のサービス見込量等の計画値と実績値の比較について (3) 地域支援事業及び高齢者一般施策事業について (4) その他 3 閉会
会 議 資 料	資料1…令和3年度介護保険事業特別会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書 資料2-1, 2, 3…第8期介護保険事業 計画値と実績値の比較 資料3-1…介護予防・生活支援サービス事業費 計画値と実績値の比較 資料3-2…地域支援事業実施状況 資料4…介護保険制度を補完する高齢者一般施策（市単独事業） 資料5…各議題解説資料 (当日配布資料) ・事前提出資料に関する御意見や御質問に対する回答 ・資料3-1, 3-2の差替え資料
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)

審議の内容（審議経過、結論等）

1 開会

新座市介護保険事業計画等推進委員会の橋本正明委員長から挨拶
朝霞地区医師会新座支部 牧田和也委員から挨拶（委員の変更 R4.9）
朝霞地区歯科医師会新座支部 篠原美穂子委員から挨拶（委員の変更 R3.7）
いきいき健康部 平野静香部長から挨拶（R4.4 異動）

2 議題〔◎委員長発言 ○委員発言 ●事務局発言〕

(1) 令和3年度介護保険事業特別会計の決算状況について

（事務局から資料1に基づき説明）

（事務局から資料の訂正）

資料5の2ページ目「4歳出決算額の状況について」3段落目

2行目・1.8%の減→1.8%の増

3行目・1億1,883万2千円→3億779万2千円

◎ 決算の状況について説明があったが、何か御質問はあるか。

○ 5ページに介護保険料の収入未済額の記載がある。計算すると450人くらいの収入未済額なのかなと思うが、これは多いのか、それとも妥当な数字なのか。

また、給付費の50%を国県市で負担していく中で、今の保険料で介護保険を維持していけるのか、それとも話題になっている増額で維持していくことになるのか。

高齢化の中で、給付の部分が aumentando していることが数字にも表れていると思うが、新座市が介護保険を維持していくにあたり、新座市としては危機感や問題を感じているか。

◎ 全体的な行政としての御判断、将来の見通しについてお答えいただきたい。

● 収入未済額については、令和3年度が47,211,522円だったのに対して、令和2年度は47,751,801円であり、僅かではあるが減少している。徴収率については、令和3年度は97.56%、令和2年度は97.2%であり、0.36%上昇している。年金天引きとなる特別徴収は100%の徴収率だが、納付書で御納付いただく普通徴収については、なかなか徴収率を上げていくのが難しい中で、まだまだ未収額はあるが、皆様のおかげで昨年度に比べて少しは改善できたと考えている。

◎ 今の話や状況を踏まえて今後の見通しについてお答えいただきたい。

● 後半の御質問についてお答えする。歳入の構成の割合については、法で決められている。利用した金額に対し、約50%は国県市で負担することになっており、残りの部分を市民の方からいただくことになっている。第2号被保険者、40歳から65歳までの方の負担割合についても国で決められている。

市では、皆様の負担額が増加しないよう、介護予防に取り組んでいるところである。

また、介護保険事業計画の3年間の中で、基金を使いながら保険料を抑える努力をしている。国では、負担額が1割から2割になるという案も出ており、御心配もあるかと思うが、市の介護保険行政を維持していけるように、また、必要な方はきちんとサービスの利用をできるように、徴収率を向上させる努力をしていきたいと考えている。

- 新座市としては、給付を抑制するため、予防に力を入れたいと印象を受けた。それも大事だが、「保険」ということは私たち市民が困った時に、申請して利用できるものである。そのため、介護給付もとても大事な分野であると考えている。介護予防と介護給付の両方を抱えていく中で、事業も多岐にわたっている。介護給付の部分を抑制させるより、みんなにとっていいサービスを提供できるよう努力をしていっていただきたい。
- ◎ 行政も同じように考えていると思うし、それについて考える機関がこの委員会である。今後も検討していくということで、この議題については終結としたい。

(2) 第8期介護保険事業計画のサービス見込量等の計画値と実績値の比較について

(事務局から資料2-1、2-2、2-3に基づき説明)

- ◎ サービス見込量等の計画値と実績値の比較について説明があった。見込みとぴったり一致というのは難しいところかと思うが、何か御質問はあるか。事前質問についても、事務局から御回答いただいたが、何か御意見はあるか。
- 要介護認定者及び認定率が計画値を上回っている理由について、軽度者が多いとのことだが、認定を受ける時期的にも、コロナによって運動不活発等が理由かとは思っていたが、事務局の考えを伺いたくて質問をしたところである。療養型医療施設についても、介護医療院になかなか移行されない実態がある。新座にはない施設とのことであったが、新座市でも利用者はいるので質問させていただいた。
- 療養型医療施設を利用している新座市民も多い。新座市内に設けなければいけないわけではないが、利用者が増えている中で移行もしていくのは大変なのではないか。
- ◎ なぜ移行が進まないのか。医師会として、ニーズは把握されているか。
- 医師会として把握はしていない。
- 療養型医療施設については、新座市にはない施設となっており、ほとんど情報が入ってこなかった部分である。特養、老健、施設等の実情については確認しているが、療養型医療施設については、積極的に研究してこなかった。しかし、新座市にも利用者はいるので、今後、利用者が増加していくのか、整備が必要かどうかについて、検討していきたい。事業計画係では、医療関係者の方と接する機会があまりないが、介護予防係では機会があるかと思うので、そちらを通じて研究を進めていきたいと考えている。
- イメージは終末に近い方々が利用する施設である。着目していただきたい。

- 介護医療院については、医療との連携を持った施設であるにとらえている。今後必要とされる部分だと思う。医療ケアが必要な方が利用する施設である。移行の方向性はあるけれど、できにくいと思われる。
- ◎ 介護が多く必要で、さらに医療的な管理や治療が必要な方が増えていくということが想定され、政策の動向がある。政策として進んでいるため、ここで議論しても仕方ない部分もあるが、他に御意見はあるか。
- 現場では、高齢者の独居、高齢者のみの世帯で、本当は在宅介護や在宅医療を進めていても自宅に帰せない方々をどうするかという問題がある。退院できない、すごく大変な医療を必要としているわけではなく、介護があれば医療を継続できるという方が療養型医療施設にいる状態である。医療費と介護費では、費用面でかなり差があるので転換がしがたく、施設側としてはなかなか踏み切れないのではと考えている。
- 話を戻すが、要介護認定者及び認定率が計画値を上回っている理由について、軽度者が顕著に増えたという分析だったが、要介護4や要介護3の人数のほうに気になっている。令和元年度から2年度と令和2年度から3年度の増え方はかなり違うのではないだろうか。介護が必要な人たちが増えているといった印象を受けている。高齢者の生活状況が変わったという理由だけではなく、高齢者へのアプローチが減少した、細やかなサービスができていけば悪化していなかった、デイサービスが減ったなど、他の理由もあるのではないか。
- 分析が大雑把になってしまったのだが、委員のおっしゃるとおりである。増加している中でもいつも同じ伸び率で、高齢者の人口増加に伴った増加について、大きなくくりで判断してしまった。計画の実績を見た時に、近隣の他市町村においても総合事業の利用者、要支援1、2の方の人数について乖離が大きいと伺っているので、新座市だけではなく、軽度者の増加傾向はあると考えている。コロナを理由に家に籠ってしまう、御家族も家にいてほしいと言っており、状態が悪くなってしまった話も聞いている。

しかしながら、委員のおっしゃるとおり、利用控えがあったり、通所事業所側が人数を減らして運営していたりという実態もある。ショートステイの受入れも断られてしまった話等も聞いているため、高齢者の方の一方的な理由だけではなく、受入れ側の体制によるものもあったと考えている。
- ◎ コロナの状況については、現時点で分析しきれない部分もあるが、全体的な流れとしては、事務局の説明した理由については想定できるところである。

(3) 地域支援事業及び高齢者一般施策事業について

(事務局から資料3-1、3-2、資料4に基づき説明)

- ◎ 地域支援事業と高齢者一般施策事業について事務局から御説明いただいた。何か御質問はあるか。
- ◎ 重度要介護高齢者手当については、要介護4と5の方が対象ということであったが、内容的にはどれくらいの金額の手当てになるのか。
- 要介護4と5の方を対象とし、月額5,000円の手当を支給している。

毎月ではなく4月、8月、12月の末に4か月分ずつ、年間では満額で6万円の手当となっている。

- ◎ 令和3年度の計画値658人から、令和4年度は370人となっているのは、所得制限の変更によるものということであったが、どのように変わったのか。
- 所得の要件の変更があったのは令和3年度からである。その影響で対象が大きく減少すると見込まれたのが令和4年度からで、約半数となっている。令和3年度は、4月、8月、12月の3回の支給だが、4月に支給される分には、前年の1～3月分を含んでいるため、その分の人数が含まれている。令和4年度は全て変更後の所得制限が適用されるため、計画値の人数を減らしている。
- ◎ 地域支援事業や高齢者一般施策事業について、何か他に御意見等あるか。
- 委員からの質問で、虐待の対応件数について取り上げられていたが、地域包括支援センターが虐待の相談窓口のひとつとなっているが、件数の予測は実際と違うので、難しいところである。少なかった傾向の理由としては、現場の判断もなかなか難しいが、一つは、独居の高齢者の方が多いので、家族介護をめぐる虐待問題として上がってきにくい。また、虐待と思われる全ての案件が地域包括支援センターに上がってくるわけではなく、担当のケアマネジャーが情報をキャッチし、虐待として報告する前に介護サービスの変更などで解決に至っているものもあると思われる。
- ◎ コロナの影響等もあるかもしれない、今後とも注視が必要である。
- 社会福祉協議会では、介護保険事業ではないが、地域福祉を進める中で、健康体操等を実施している。コロナの影響で実施ができないという状況が2年ほど続いている。そこで、虐待ケースなど危ないなという事例の発見ができていたものが、できなくなっている状況がある。また、軽度者の方や要介護までいかない方が来られなくなっている状態で、その間に要介護等になってしまっているという例もボランティアスタッフ等から聞いている。少しずつ活動が戻っていけば、介護保険事業にもいい影響が出てくると思うが、始めようと思うとコロナが感染拡大したりして、うまく開催できずヤキモキしているところである。今年の暮れあたりからまた活動の予定が出てきているので、頑張っていきたいと考えている。
- 堀ノ内病院の医療相談員の立場からお話しする。コロナ禍で、今まで自宅でギリギリまで頑張った方がどうしても医療が必要になり、入院するケースが増えており、軽い方でも、医療の必要性が出てきて、介護認定の申請や、区分変更申請の案内をするケースも増えている。軽度の方で介護度が重くなり、リハビリをしながら在宅を目指す際、家族の受入れや協力を得られないケースもあり、ショートステイや老健との連携が必要となってきている。介護度が上がっている方が実際に増えているのを実感している。
- 地域活動マップについて、事前意見を送らせていただいた。介護保険制度が始まった時から新座にいますが、非常にいい冊子である。もっとしっかり広

報等利用して広めたほうが良いと考える。主にサークル活動の紹介と地域のマップになるが、軽度の方はどんどん使って介護の予防をしていく必要がある。介護予防についてはいろいろな意見があると思うが、予防もしていかないとお金が掛かってしまう。予算の限度もあるため、取り組んでいかないといけない部分である。国では、介護保険にかかるお金は20年前の2.5倍と言っている。介護予防も大事である。

- 歯科の観点からお話させていただく。今まで来院していた患者で足元が不安定になり、介護を受けるようになられて、来院できなくなるというケースもある。訪問歯科診療もあるが、病院によって対応はいろいろと違いがある。関わった患者についてはできる限り努力して対応したいと考えている。

また、成人検診については、とてもいい形だと思う。新座市で始まっていて、近隣では新座市だけなので、他市にも広まるといいと考えている。

(4) その他

(事務局から報告)

- 地域密着型サービスの公募について

地域密着型サービス事業者については、第8期介護保険事業計画のサービス見込量等に基づき、基盤整備を図っている。

今年度は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の公募を行い、2か所の法人からの応募があった。

今後、厳正な審査を行った上で、11月下旬には、採用・不採用の決定をする予定である。結果については、次回御報告させていただきたい。

- 第9期介護保険事業計画の基礎資料のための調査について

今年度は、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定基礎資料となる調査を実施する年である。

実施する調査は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」であり、このほかにも事業所向けの調査を検討中である。

- 次回の推進委員会は2月に開催したいと考えている。また通知させていただく。

- ◎ それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。大変御熱心に議論いただき感謝する。